

「香川県特別高圧電気料金高騰対策事業支援金（第4期）」の質問と回答（FAQ）			
番号	分類	質問	回答
1	制度	特別高圧とは何か。	電力会社との電力需給契約の中での供給電圧の区分のひとつです。供給電圧の区分には、低圧、高圧、特別高圧があります。供給電圧は、電力会社との契約書や、電力会社からの請求書で確認できます。
2	制度	【商業施設のテナントの場合】施設が特別高圧を利用しているか分からないが、どのように確認すればよいか。	入居されている施設の管理者にお問い合わせください。
3	制度	なぜ特別高圧だけ対象なのか。	家庭等への支援を最優先に措置するとの考えのもと、低圧と高圧については、令和5年1月から国の負担軽減策がとられています。一方、主に大企業が契約している特別高圧は国の負担軽減策の対象外となっています。しかし、特別高圧の利用者の中には、中小企業もあることから、県において国の交付金を活用し、中小企業を対象に支援することとしたものです。
4	制度	大企業は支給対象になるのか。	大企業は支給対象となりません。
5	制度	なぜ中小企業だけ対象なのか。 なぜみなし大企業は対象外としているのか。	家庭等への支援を最優先に措置するとの考えのもと、低圧と高圧については、令和5年1月から国の負担軽減策がとられています。一方、主に大企業が契約している特別高圧は国の負担軽減策の対象外となっています。しかし、特別高圧の利用者の中には、中小企業もあることから、県において国の交付金を活用し、中小企業を対象に支援することとしたものです。 大企業の子会社等のいわゆる「みなし大企業」は、大企業から支援が受けられる環境にあるため、実質的に大企業と同じと考えられることから対象外としたものです。 なお、大企業との兼務役員は、会社法第2条第15号に規定する社外取締役及び同法第381条第1項に規定する監査役は含まれません。 また、申請時に限って、資本金の減資や従業員数の削減を行い、支援金受給後に、再度、資本金の増資や従業員数の増員を行うなど、専ら本事業の支給対象者となることを目的として、資本金、従業員数、株式保有割合等を変更していると認められた場合には、申請時点にさかのぼって本事業の支援の対象外となる場合があります。
6	制度	支給単価を支援期間によって、1.2円/kWh、1.0円/kWhとしているのはなぜか。	高圧利用者に対する国の負担軽減策と同じ単価としています。
7	制度	特別高圧の契約はしているが、令和7年7月から令和7年9月の間に電気の使用はなく、基本料金しか発生していないが、申請できるか。	この支援金は、使用電力量（実績値）に応じて支給するものとなっていますので、使用実績がない場合は対象外です。
8	制度	「7月使用分」とはいつからいつまでのことか。	「〇月使用分」は検針日の属する月によって判断します。 例えば、7月10日～8月9日の使用電力量を8月10日に検針し請求があった場合、これが7月使用分（8月検針分）となります。 電力会社や商業施設等からの請求書の「〇月分」の表記と異なる場合もありますので、ご注意ください。
9	制度	入居している商業施設から、定額で電気料金の請求があるが、支援金の対象となるか。	本支援金は、使用電力量（実績値）に基づき、支援金の額を算定することとしているため、入居している商業施設から定額で請求がある部分については対象になりません。
10	申請（書類入手方法）	申請書類はどこで入手できるのか。	香川県のホームページからダウンロードしてください。 https://www.pref.kagawa.lg.jp/keiei/kinyu/tokubetukouatsu/youkou4.html
11	申請（書類入手方法）	申請書類を郵送してくれるのか。	原則、申請書類の郵送等はありません。

番号	分類	質問	回答
12	申請（提出）	申請書類はどのように提出すればよいか。	原則として、香川県電子申請・届出システムにより申請してください。特段の事情により香川県電子申請・届出システムでの申請が困難な方は、別途、県までご相談ください。 なお、第3期までに申請を行い支給を受けた方は、前回の申請時と変更がなければ、法人の場合の「履歴事項全部証明書の写し」、個人事業主の場合の「税務署に提出した直近の確定申告書類の写し及び本人確認書類の写し」、特別高圧の電力契約による電力供給を受けていることが分かる書類、支援金の振込口座の通帳等の写しは省略可能です。
13	申請（提出）	窓口で申請書類の作成補助や持参による受付を行っているのか。	申請書類の作成に当たり、御不明な点等がありましたら、経営支援課（電話087-832-3345）にお問い合わせください。持参による受付は行っておりませんのでご了承ください。
14	申請（提出）	複数の事業所が該当する場合、一括して申請できるか。	お手数ですが、対象となる事業所ごとに申請書を提出してください。
15	支給対象	支給対象となるのは、どのような事業者か。	次の①②のいずれかに該当する事業者です。 ①香川県内に所在する事業所において、特別高圧の電力契約により電力供給を受けている中小企業、その他の法人、個人事業主 ②特別高圧の電力契約により電力供給を受けている香川県内の商業施設等に入居する中小企業、その他の法人、個人事業主 ただし、中小企業とは、中小企業基本法第2条第1項に定める中小企業者とします。 大企業の子会社などのみなし大企業は対象外とします。 法人税法別表第1に掲げる公共法人、政治団体、宗教上の組織または団体は対象外とします。
16	支給対象	本社が香川県外にあり、事業所・店舗は県内にある場合は支給対象となるのか。	本社が県外にあっても、香川県内の事業所において、特別高圧を受電していれば対象になります。
17	支給対象	NPO法人、財団法人、社団法人、医療法人、社会福祉法人は支給対象となるか。	要件を満たしていれば、支給対象となります。
18	支給対象	特別高圧電力の契約を行っている大企業の工場の一角に入居して売店を営んでいる中小企業だが、支給対象となるか。	商業施設に限らず、工場等の特別高圧電力を受電している施設内で配電を受けている場合も、要件を満たしていれば支給対象となります。
19	支払い要件	既に廃業しているが、申請が可能か。	今回の支援金は、申請日時点で事業を行っていること、今後も県内で事業を継続する意思を有することを支給要件としているため、既に廃業している場合は申請できません。
20	支払い要件	特別高圧を受電する商業施設に8月まで入居していたが、9月に退去し、県内の（特別高圧を受電していない）別の場所で営業を継続しているが、支給対象になるか。	令和7年7月使用分以降で、特別高圧の電気料金を負担していた期間は支給対象になります。
21	支払い要件	今後、廃業することが決まっているが、申請が可能か。	今回の支援金は、今後も県内で事業を継続する意思を有することを支給要件としているため、廃業予定の場合は申請できません。
22	申請（添付書類）	特別高圧電力を契約していることが確認できる書類とは何か。	電力会社との契約書や、電力会社からの請求書等になります。 （商業施設等に入居している場合は、電力会社と商業施設等との契約書、電力会社から商業施設等への請求書等）
23	申請（添付書類）	使用電力量（実績値）が確認できる書類とは何か。	電力会社からの請求書、請求明細書等（商業施設等に入居している場合は商業施設等からの請求書、請求明細書等）になります。

番号	分類	質問	回答
24	申請（添付書類）	使用電力量が書かれた明細書を紛失したが、どうしたらよいか。	明細書の発行者（電力会社又は入居する施設の管理者等）に明細書の再発行か、使用電力量が分かるものの発行をお願いしてください。
25	申請（添付書類）	県内で商業施設を運営していて、特別高圧電力を受電しているが、当社と電力会社との契約書等を入居しているテナントに渡さなければならないか。	商業施設等の管理者から県に特別高圧電力の供給を受けていることを示す書類（電力会社との契約書、電力会社からの請求書等）を提出いただければ、その施設のテナントからの申請は、契約書等の添付を省略いただくことも可能です。詳しくは、経営支援課（電話０８７－８３２－３３４５）にお問い合わせください。
26	申請（添付書類）	第３期までに申請を行い支給を受けたが、第４期の申請において、添付書類を全て提出しなければならないか。	第３期までの申請の際と変更がなければ、法人の場合の「履歴事項全部証明書の写し」、個人事業主の場合の「税務署に提出した直近の確定申告書類の写し及び本人確認書類の写し」、特別高圧の電力契約による電力供給を受けていることが分かる書類、支援金の振込口座の通帳等の写しは省略可能です。
27	申請（その他）	運転免許証の裏面に新住所が記載されている。表面と裏面の両方の写しが必要か。	運転免許証に記載の住所が、申請者の現住所と一致していることを確認するため、裏面に新住所が記載されている場合は、表面と裏面の両方の写しを提出してください。
28	決定通知	支払いに係る審査結果は、通知があるのか。	支給を決定した場合は、申請者へ「支給決定及び振込み通知書」を香川県電子申請・届出システムからの電子メールにより送付します。また、審査の結果、支給を行わない場合も「不支給決定通知書」を同様に送付します。
29	支払い	振込口座に指定はあるのか。	振込先の口座名義は、申請者が法人の場合は当該法人名義の口座、申請者が個人事業主の場合は当該個人事業主本人名義の口座に限ります。
30	支払い	支援金は、申請してから何日後に支給してもらえるのか。	申請書類の受付後、審査が完了した申請から順次、お支払いします。申請締切日の間際は申請が集中し、申請書類の確認に時間を要しますのでご了承ください。
31	支払い	現金での支給は可能か。	現金払いはできません。申請受付後速やかに審査を行い、後日、口座に振り込みます。
32	支払い	支援金を誤って受給した場合、どのようにすればよいのか。	支払い要件を満たしていないにも関わらず受給した場合には、速やかに返還を行っていただきます。返還については、経営支援課（電話０８７－８３２－３３４５）までお問い合わせください。